

## 車両用燃料等単価契約に係る一般競争入札説明書

この入札説明書は、以下の品目に係る車両用燃料等単価契約について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うにあたり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

### 1 公告日：令和8年2月20日

### 2 入札に付する事項

- (1) 件名：令和8年度車両用燃料等単価契約
- (2) 内容：車両の燃料及び洗車の単価契約
- (3) 購入予定品目：

レギュラーガソリン	61,400 L
ハイオクガソリン	200 L
ディーゼル（軽油）	1,500 L
水洗い洗車	30回
ワックス洗車	21回

※数量は予定であり調達量を保証するものではない。

- (4) 対象となる車両：沖縄県庁に設置されている機関（本庁舎改修により庁舎外に仮移転している機関を含む）のうち別紙記載の64課が保有する公用車151台 ※年度内増減あり
- (5) 規格等：仕様書のとおり
- (6) 納入期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (7) 納入場所：那覇市内（県庁付近）及び名護市内（北部合同庁舎付近）の給油所  
※仕様書6参照
- (8) 納入方法：沖縄県が支給する給油伝票による給油及び洗車
- (9) その他：本公告は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において、当初予算案可決後に契約を締結する。

### 3 本案件に関する質問及び回答について

入札説明書及び仕様書に関する質問は、令和8年3月11日（水）正午までに、ファクシミリ（任意様式）で受け付ける。電話または窓口での口頭による質問は、原則として受け付けない。（物品管理課FAX:098-866-2842）

質問に対する回答は、物品管理課ホームページに掲載する。

### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札公告に示すとおり。

### 5 入札に参加することができない者

入札公告に示すとおり。

## 6 入札への参加申請について

### (1) 申請方法

入札への参加を希望する者は、次に掲げる申請書等を持参又は郵送（簡易書留等）により物品管理課へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。

なお、不備等がある場合は受付期間内に補正しなければならない。

ア 提出確認表

イ 一般競争入札参加資格確認申請書

ウ 登記事項証明書の写し（3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し）

エ 入札保証金納付書発行依頼書

オ 入札保証金免除申請書、同種・同規模契約の履行実績

※いずれかを提出

カ 給油可能な給油所一覧表及び周辺地図

キ 同意書（協力店用） ※協力店を利用する場合に提出

ク 営業に必要な許可証等の写し（協力店分）

※協力店を利用する場合で、協力店が県の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合に提出

ケ 誓約書

コ 暴力団排除に関する誓約書

カ 返信用封筒（入札参加資格確認結果通知用）

※長形3号の封筒に110円切手を貼付し、貴社所在地、宛名人等を記入すること。

### (2) 入札保証金

入札公告に示すとおり。

### (3) 申請書等の受付期間及び提出先

ア 期 間 公告日から令和8年3月6日(金) 午後4時00分まで（※必着）

ただし、受付最終日に、沖縄県本庁機関が天災等により業務停止（一部停止も含む。）となった場合には、当日消印も有効とする。

イ 提出先 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県物品管理課 管理調達班 手塚あて

### (4) 入札参加資格の確認結果通知

結果は書面にて通知する（(1)カの封筒を用いて送付）。

なお、入札に参加できないと通知された者は、通知日の翌日から起算して4日以内（※必着）に、書面をもって物品管理課長に説明を求めることができる。

## 7 入札書の提出方法等について

### (1) 入札書の作成方法

ア 入札書は、別添9の様式を使用し、入札者の所在地、商号、氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

イ 内訳欄の入札単価は、消費税を含まない1Lあたりのレギュラーガソリン、ハイオクガソリン及びディーゼル（軽油）と、1回あたりの水洗い洗車及びワックス洗車の単価を記載すること。なお、ディーゼル（軽油）については、消費税抜きかつ軽油引取税込みの単価であること。

ウ 内訳欄の1年間の予定金額は、上記イの入札単価にそれぞれの1年間の予定数量を

乗じて算出した1年間の予定金額（総価）とその合計金額（合計総価）を記載すること。なお、1年間の予定数量は、過去の使用実績等により算出したもので、契約期間の数量を保証するものではない。

エ 入札金額は、上記ウの合計金額（合計総価）を記載すること。

(2) 入札書の提出方法

8(1)の物品管理課に令和8年3月16日(月)午前10時に持参し、入札者が他人に代理させるときは、必ず委任状を提出すること。

## 8 入札執行の場所及び日時

(1) 場所：沖縄県出納事務局物品管理課 入札室（本庁舎2階）

(2) 日時：令和8年3月16日(月) 午前10時00分

ただし、入札日に、沖縄県本庁機関が天災等により業務停止（一部停止も含む。）となった場合には、開札を中止または延期し、新たな日程等については後日別途通知する。

## 9 入札執行に関する事項

(1) 入札心得

ア 入札者は、契約内容及び入札条件等を熟知の上、入札しなければならない。

イ 入札者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、又は撤回することはできない。

(2) 開札方法

ア 開札は、8で指定する場所及び日時で行う。

イ 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

ウ 開札の結果落札者がいない場合は、再度入札を行う。

エ 再度入札は2回（初回と合わせ計3回）までとする。

(3) 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、無効の入札をした者は、再度の入札に加わることができない（ただし、イ、ウに該当する場合を除く。）。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 入札書の表記金額を訂正した入札

ウ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札

エ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

オ 連合その他不正の行為があった入札

カ 入札条件に違反した入札

キ 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

ク 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

- ケ 入札の日から落札決定の日までにおいて、県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者のした入札
- コ 委任状を持参しない代理人のした入札
- サ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

## 10 持参するもの

- (1) 入札書（別添9）、委任状（別添11、代理人が入札をする場合）
- (2) 印鑑（書類に訂正等がある場合や再入札に必要となるため）
  - ア 代表者が参加をする場合 会社代表者印
  - イ 代理人が参加をする場合 委任状の代理人使用印
- (3) 再入札の入札書数枚（再入札に使用するため）

## 11 落札者の決定方法

- (1) 落札決定にあたっては、予定価格の制限の範囲内で、各入札単価（レギュラーガソリン、ハイオクガソリン、ディーゼル（軽油）、水洗い洗車及びワックス洗車）に購入予定数量を乗じて得た金額の合計額が最も低い価格で入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。  
ただし、ディーゼル（軽油）については、あらかじめ1リットル当たり32.1円（軽油引取税）を差し引いた上で100分の10に相当する額を加算し、その後軽油引取税を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった額から軽油引取税を差し引いた金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）に軽油引取税を加えた金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札となるべき価格の入札書を2人以上が提出している場合は、直ちに、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 入札者がいないとき、又は再度入札に付しても落札者がいない場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約ができるものとする。

## 12 契約に当たっての留意事項

- (1) 契約事項等
  - ア 契約事項は、契約書（案）及び仕様書による。
  - イ 契約書を作成する場合においては、落札者は発注者が交付する契約書に記名押印し、県議会当初予算案可決後に契約の取り交わしを行うこととする。
  - ウ 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
  - エ 落札者がイに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

## (2) 契約保証金

落札者は、財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により、契約金額（税込）の100分の10以上を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2件以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 13 その他

- (1) 入札参加資格通知書を受領した後、入札書を提出する前に入札を辞退する場合は、入札辞退届（別添10）を提出すること。
- (2) 天災、その他やむを得ない理由により開札ができない場合は、これを中止又は延期する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用は禁止する。
- (4) 落札決定後、契約締結等に関する調整がある場合は、誠実に対応すること。

### （関係様式等）

別添1 提出書類確認表

別添2 一般競争入札参加資格確認申請書

別添3 入札保証金納付書発行依頼書

別添4 入札保証金免除申請書、同種・同規模契約の履行実績 } ※いずれかを提出

別添5 給油可能な給油所一覧表及び周辺地図

別添6 同意書（協力店用）

別添7 誓約書

別添8 暴力団排除に関する誓約書

別添9 入札書

別添10 入札辞退届

別添11 委任状

別添12 契約書（案）

別紙

No	部名	所属名	No	部名	所属名	No	部名	所属名
1	総務部	行政管理課	31	土木建築部	道路管理課	61	教育庁	学校人事課
2	総務部	税務課	32	土木建築部	河川課	62	教育庁	教育支援課
3	総務部	管財課	33	土木建築部	海岸防災課	63	教育庁	働き方改革推進課
4	企画部	県土・跡地利用対策課	34	土木建築部	港湾課	64	教育庁	教育DX推進課
5	企画部	情報基盤整備課	35	土木建築部	都市計画・モノレール課	<b>対象となる機関 64課</b>		
6	環境部	環境保全課	36	土木建築部	都市公園課			
7	環境部	環境整備課	37	土木建築部	首里城復興課			
8	環境部	自然保護課	38	土木建築部	下水道課			
9	生活福祉部	保護・援護課	39	土木建築部	建築指導課			
10	生活福祉部	障害福祉課	40	土木建築部	住宅課			
11	生活福祉部	生活安全安心課	41	土木建築部	施設建築課			
12	農林水産部	農林水産総務課	42	知事公室	秘書課			
13	農林水産部	流通・加工推進課	43	知事公室	危機管理課			
14	農林水産部	農政経済課	44	知事公室	消防防災対策課			
15	農林水産部	営農支援課	45	知事公室	辺野古新基地建設問題対策課			
16	農林水産部	園芸振興課	46	知事公室	平和・地域外交推進課			
17	農林水産部	糖業農産課	47	文化観光スポーツ部	観光振興課			
18	農林水産部	畜産課	48	文化観光スポーツ部	スポーツ振興課			
19	農林水産部	村づくり計画課	49	保健医療介護部	薬務生活衛生課			
20	農林水産部	農地農村整備課	50	出納事務局	物品管理課			
21	農林水産部	森林管理課	51	こども未来部	こども家庭課			
22	農林水産部	水産課	52	こども未来部	子育て支援課			
23	農林水産部	漁港漁場課	53	こども未来部	女性力・ダイバーシティー推進課			
24	商工労働部	グローバルマーケット戦略課	54	教育庁	総務課			
25	商工労働部	ものづくり振興課	55	教育庁	義務教育課			
26	商工労働部	中小企業支援課	56	教育庁	施設課			
27	商工労働部	企業立地推進課	57	教育庁	県立学校教育課			
28	商工労働部	ITイノベーション推進課	58	教育庁	保健体育課			
29	土木建築部	用地課	59	教育庁	生涯学習振興課			
30	土木建築部	道路街路課	60	教育庁	文化財課			

※一部の所属について、名称が変更となる場合があります。

## 仕様書

### 1 件名

令和8年度車両用燃料等単価契約

### 2 給油対象車両

沖縄県庁(本庁舎改修により庁舎外に仮移転している機関を含む) 64 課が保有する公用車 151 台。令和8年4月1日現在の台数であり、年度内に増減あり。

### 3 契約品目

レギュラーガソリン、ハイオクガソリン、ディーゼル（軽油）、水洗い洗車及びワックス洗車の5品目。

ガソリン及び軽油は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に規定される品質規格に適合していること。

水洗い洗車は、車両外装の水洗い及び拭き上げとする。洗車機可。

ワックス洗車は、車両外装の洗車機ワックス及び拭き上げ並びに室内マットの洗浄、バキューム吸引清掃とする。

### 4 業務内容

受注者は、物品管理課発行の給油伝票を持参した給油対象車両に給油または洗車を行う。給油伝票見本は別添参照。

### 5 代金の請求

受注者は給油等の実績について、1ヶ月毎に各課別に取りまとめ、各課へ請求する。請求書は契約書記載の請求書宛名（沖縄県知事（〇〇課））で送付すること。

### 6 給油所の必要数について

下表に掲げる要望場所にフルサービスで提供できる者がいる給油所（協力店を含む。）をそれぞれ1ヶ所以上確保すること。

協力店とは、業務提携等を結んでいる他の事業者のことをいい、沖縄県が受注者と締結した契約条件で給油等のサービスを行えることとする。

協力店を含める場合は、当該協力店（給油所を経営する事業者）の代表者から契約に伴う同意書を徴収すること。また、当該協力店が県の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、営業に必要な許可証等の写しも提出すること。

要望場所及び要望数は、最低限について定めているので、それ以上に契約条件で給油等ができる給油所があれば加えてもよい。

市町村名	要望場所
那覇市	県庁付近（県庁から直線距離でおおむね1.5kmの範囲）
名護市	北部合同庁舎付近（北部合同庁舎から直線距離でおおむね2.0kmの範囲） 又は、沖縄自動車道許田インターチェンジから北部合同庁舎までの合理的な経路上

## 7 単価改定について

下記「契約単価改定基準」のとおり。レギュラーガソリン、ハイオクガソリン、ディーゼル（軽油）を対象とし、水洗い洗車、ワックス洗車は単価改定しない。

### 契 約 単 価 改 定 基 準

#### 1 基準価格

車両用燃料の各品名に係る契約単価改定の指標として、経済産業省・資源エネルギー庁からの委託に基づき財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センター（以下「石油情報センター」）という。）が公表している給油所小売価格調査（沖縄局）に掲載されている各品目の1リットル当たりの価格（以下「調査価格」という。）から消費税を除いた価格（以下「基準価格」という。）を用いるものとする。

ディーゼルの消費税を除する際は、あらかじめ調査価格から軽油引取税分を引いた上で除するものとし、その後軽油引取税を加えたものを基準価格とする。

基準価格は、小数点第2位を四捨五入とする。

#### 2 単価見直しの時期

車両用燃料単価の見直しは1ヶ月ごとに行うこととし、変更された価格はそれぞれ翌月の初日から適用する。

#### 3 改定単価の算出方法

改定単価は、毎月第1回目に公表された基準価格に落札時値引率を乗じた価格とし、それぞれ翌月の初日から適用する。

落札時値引率は、

$$\text{入札金額におけるガソリン単価} \div \text{入札日直近の基準価格}$$

とし、少数点第3位を四捨五入とする。

ただし、値引率が1以上の場合は値引率は1とする。ハイオク、ディーゼルも同様とする。

改定単価は、小数点第2位を四捨五入とする。

#### 4 緊急時の対応

天災地変、紛争等による社会・経済情勢の急激な変動により石油製品価格が急騰又は急落した場合において、現在の契約単価による供給が適当でないとき認めるときは、前記2に規定する単価見直しの時期にかかわらず、速やかに単価見直し協議を開始することができる。この場合の改定単価の算出方法は、原則として、前記3の方法による。

給油伝票 (2連複写式)

見本

上：納品書 (沖縄県控)

<u>納品書</u>		令和	年	月	日	000001	沖縄県控
沖縄県							
	所属名	車両番号				品名	数量
						レギュラー	L
						ハイオク	L
						ディーゼル (軽油)	L
						水洗車	回
						ワックス洗車	回
						県職員署名	給油所署名
取扱給油所名： _____ 沖縄県出納事務局物品管理課(契約担当課) TEL 098-866-2148							

下：給油依頼書 (給油所控)

<u>給油依頼書</u>		令和	年	月	日	000001	給油所控
沖縄県							
	所属名	車両番号				品名	数量
						レギュラー	L
						ハイオク	L
						ディーゼル (軽油)	L
						水洗車	回
						ワックス洗車	回
						県職員署名	給油所署名
取扱給油所名： _____ 沖縄県出納事務局物品管理課(契約担当課) TEL 098-866-2148							